

公立大学法人新見公立大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成27年 4月 1日

公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）の趣旨及び内容を踏まえ、公的研究費等を適正に管理運営し不正使用等を防止するため、「公立大学法人新見公立大学における競争的資金等の適正な管理運営に係る指針（以下「指針」という。）」第9条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制の整備

指針に基づき、公的研究費等の不正使用等防止に関する管理運営体制を整備する。また、これらをホームページで公開し、常に学内外に周知する。

2 公的研究費等の不正使用等防止に関する取組方針

（1）関係者の意識向上に関する事項

- ① 公的研究費等の不正使用等については、大学全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、全職員に認識させるための取組みを行う。
- ② 事務局において、研究者と職員の相互理解を促進するための取組みを行う。

（2）公的研究費等の適切な管理・運営の基礎となる環境に関する事項

- ① 公的研究費等の使用ルール等に関しての相談を受付ける体制を整備する。
- ② 公的研究費等の使用ルール等に関して研究者へ周知するとともに、浸透度を深化させるための取組みを行う。

（3）不正使用等の発生要因の把握に関する事項

- ① 教育研究現場における公的研究費等の使用について、研究者と職員の間で、課題点等を共有するための取組みを行う。
- ② 不正の起こりうる要因や背景等を把握し、公的研究費等の不正使用等を防止するための取組みに反映させる。

（4）不正防止対策に関する事項

- ① 検収業務が適正かつ確実に実施されるための取組みを行う
- ② 適正な予算執行を行うため、計画的な早期執行を実現するための取組みを行う。
- ③ 旅費、謝金、賃金等について、適正に執行していることを検証するための取組みを行う。

（5）公的研究費等のモニタリングに関する事項

- ① 関係部署が連携し、公的研究費等の執行に関するモニタリングを実施する。
- ② モニタリングを通じて、教育研究現場の現状を把握し、不正使用等の防止に向けた取組みに反映する。

3 公的研究費等の不正使用等防止に関する具体的取組み

公的研究費等の不正使用等防止に関する具体的な取組みを確実に実行するため、行動計画を策定する。

4 内部監査の実施

事務局は、定期及び臨時に内部監査を実施し、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、理事長に対して必要な措置を講じるよう求める。

5 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費等の不正使用等を防止するため、当面（概ね3年間）取り組むべき事項を掲げたものであり、今後、不正使用等防止のための取組みを推進するとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、現実的で実効性のある取組みとなるよう不断の見直しを行う。

6 その他

不正防止計画の実施に当たっては、行動計画の進捗管理を行うとともに、年度ごとに結果を評価し、次年度の行動計画に反映させる。